

防官文第10048号
30. 6. 22

地方防衛（支）局長
防衛装備庁長官官房審議官 殿

防衛省情報公開管理者
大臣官房長
(公印省略)

情報公開法に基づく開示請求に対する行政文書を不存在（一部不存在含む）
とする決定を行った場合の対応について（通達）

標記について、行政文書を不存在（一部不存在含む）とする決定を通知する場合には、開示請求者に対して、防衛省における行政文書の開示請求に係る査察制度の説明及び査察により請求文書が確認された場合には当初の決定を変更するなど適切に対応する旨の文書を添付する等の措置を講じられたい。